

「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会」報告書概要 (平成10年6月18日)

1 経緯

- 本検討会は、近年、インフォームドコンセントの理念に基づく医療の一環として診療情報の提供の重要性が高まっている中で、「医薬品による健康被害の再発防止対策について」において「カルテ等診療記録の開示の問題について・・・検討の場を設ける」とされ、また、政府が進めている医療制度の抜本的改革に関する与党医療保険制度改革協議会の「二十一世紀の国民医療」や厚生省の「21世紀の医療保険制度」においてカルテ情報の提供、開示を進めることとされていることなどから、診療情報の提供及び診療記録の開示の問題について検討を行うために設置された。

2 診療情報とは何か

- 一般に診療情報は、医療の提供の必要性を判断し、又は医療の提供を行うために、診療等を通じて得た患者の健康状態等に関する情報であり、これらが紙等の媒体に記録されたものが診療記録であると考えられるが、そのほか医療機関の運営管理、医療保険、訴訟、教育・研究等の場で活用されている。
- 本検討会では、診療の場における診療情報・診療記録の患者への提供の在り方について検討を行う。

3 診療情報の提供の現状

- 我が国では、診療契約に基づく報告義務の一環として診療情報を提供しなければならないものと考えられるが、診療記録の開示義務を直接定める法律の規定はなく、これを認める考え方は判例、学説において確立していない。また、診療情報の提供への取り組みは進みつつあるが、全体的には少数。
- 外国では、法律等により診療記録の開示請求権を認める国が増えつつある。

4 診療情報の提供の基本的考え方

- 診療情報の提供が必要な理由としては、第一に医療従事者と患者の信頼関係の強化、情報の共有化による医療の質の向上、第二に個人情報の自己コントロールが考えられる。
- コスト論、患者の誤解による治療効果の低下などの問題点は、重要な課題ではあるが、診療情報の提供を妨げる決定的な要因ではない。

- 診療情報の提供は、患者に対する説明の一環として、患者の求めがなくとも行うべき。また、患者が説明とは別に診療記録の開示を求めた場合には、基本的に医療従事者はその要請に応じるべき。
- 診療記録の開示は診療情報の提供の一方法だが、医療従事者と患者の真の信頼関係を築くためには、診療記録そのものを示すことが必要。
- 開示する診療記録には、カルテの他、看護記録、検査記録等を含めるものとし、細部は今後検討するべき。

5 診療情報の提供の方法

- 本人以外の者に対する診療情報の提供は、本人の同意がある場合及び本人に自己の治療について理解、判断する能力が欠けている場合に限るべき。
- 診療情報は個人情報であり、本人以外の対象者の範囲は、厳格に考えるべき。
- 遺族については、患者の自己決定や相互の理解と協力によるよりよい医療を行う観点から、検討の対象としなかった。
- 本人に代わり得る者であることの確認は厳格に行う必要。
- 治療効果に悪影響がある場合には、診療情報の提供を留保することはやむを得ない。がんや精神病が特に問題となるが、これらの場合にも診療情報の提供には積極的な意味もあり、基本的には情報を提供するべき。
- 情報の提供方法としては、最終的には診療記録の写しの交付が確保されることが必要だが、別文書を交付することも一つの方法。
- 例外事由等の判断については、一定の判断基準を設け、紛争が生じた場合の処理機関を設けることが必要。

6 診療情報の提供の環境整備

- 診療情報の提供がその趣旨に即して行われるためには、医療活動の記録が患者に理解しやすい形で適切に作成され、かつ、適正に管理されることが前提。
- 我が国の現状を見ると、診療記録の適切な作成・管理の普及が遅れているが、その対策として、①診療記録の作成・管理体制の整備、②医療従事者に対する教育の充実、③記載内容等の標準化、が挙げられる。

7 電子カルテ等について

- 診療情報の電子化は、患者に対する質の高い医療の提供に貢献するものであり、今後一層推進していくべき。
- 診療情報の電子化を図るに当たっては、プライバシーの保護や改ざんの防止等の安全性確保を図ることが必要。
- 診療録等の保存期間については、診療記録の社会的役割を重視し、相当期間延長する方向で見直すべき。

8 その他の分野における情報の活用

- 教育・研究等への診療情報の活用は社会的に大きな意義があるが、プライバシーの保護に十分配慮すべき。

9 法制化の提言

- 診療情報の提供を積極的に推進するため、法律上診療情報の開示義務を定めることには大きな意義。
- 医療現場の実状や国民感情を十分に踏まえることが必要だが、今日の社会の動向にかんがみ、医療従事者と患者の信頼関係の醸成による治療効果の向上と患者の自己決定の観点から、環境整備に配慮しつつ、診療情報の提供及び開示を法律上義務付ける方策を検討。
- これらの義務は本来医師等の自発的履行になじむものなので、不履行について罰則などの制裁を課すべきではない。
- 診療記録の作成・管理の体制が整うまでの当分の間、別文書の作成交付を認めるべき。
- 具体的には、医療法等を改正し、診療情報の提供は医療従事者の職業上の積極的な責務であることを明らかにするとともに、患者の求めがあったときは医療従事者は、治療効果に悪影響があることが明らかな場合を除き、診療記録又はこれに代わる文書を開示（複写の交付を含む。）するべきことを規定する。
- 最終的に診療記録そのものの開示を法的義務とする場合、その前提として、適切な指針の作成、医療従事者に対する教育の実施、病院等の体制整備、費用についての診療報酬等における配慮が不可欠。
- 相談、苦情及び紛争については、例えば医師会等に医師等の専門家等からなる独立した処理機関を設置することが望ましい。

10 おわりに

- この問題は、国民や関係者の十分な議論を経て進めるべき問題であり、今後さらに各方面の意見に配慮しながら取組みがなされるべき。
- 今後、環境整備等必要な検討を早急に行うべき。